○五條市週休2日工事実施要領

令和5年12月21日

告示第126号

(趣旨)

第1条　この要領は、建設業の働き方改革を推進するため、「週休２日工事」に関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条　週休2日工事の対象は、五條市において発注する工事のうち、特記仕様書に対象である旨が明記された工事とする。ただし、維持工事等は除くものとする。

(用語の定義等)

第3条　この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　工事着手日　工事開始日以降に実際の工事のための準備作業(現場事務所の設置又は測量等)に着手する日をいう。

(2)　完成通知日　竣工届の提出日をいう。

(3)　対象期間　工事着手日から完成通知日までの期間から対象外期間を除いた期間をいう。

(4)　対象外期間　年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事を一時中止している期間、発注者があらかじめ週休2日の対象外としている内容に要する期間、受注者の裁量による現場閉所が認められない期間及び第4条第2項の規定により週休2日の対象外とされた期間をいう。

(5)　現場閉所　1日を通して、現場及び現場事務所が閉所(降雨、降雪等の悪天候による閉所及び事務作業を含む。)されている状態をいう。ただし、巡回パトロールを行う場合、保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合、交通誘導警備業務を行う場合及び資材搬入、運搬業務等の作業を行う場合を除く。

(6)　週休2日　週休2日とは、すべての土曜日・日曜日及び祝日を現場閉所とするものである。１週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とし、土曜日・日曜日及び祝日に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週で指定するものとする。代替日の閉所をもって、代替された土曜日・日曜日及び祝日が閉所されたものとみなす。また、夜間工事の場合の定義は、曜日を跨ぐため、週７回の夜間のうち土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間、祝日からその翌日に跨ぐ夜間で現場閉所を

行うことをいう。火曜日から木曜日の祝日は、同じ週の月曜日又は金曜日に振り替え可能とする。受注者の責によらず土曜日・日曜日及び祝日に施工を行わざるを得ない場合（悪天候の影響等により平日の大部分が作業できない場合や地元調整で土曜日・日曜日及び祝日に作業が必要な場合など）は、事前に監督職員に通知した上で、土曜日・日曜日及び祝日に代わる現場閉所日（代替日）を指定するものとする。

(7)　多様な働き方の実現　多様な働き方を実現する観点から変形労働時間制等を適用する場合の休日は、土曜日・日曜日及び祝日以外に計画することも可能とする。この場合、事前に監督職員に通知した上で、工期中の総現場閉所日数が土曜日・日曜日及び祝日を現場閉所した場合と同等であることをもって週休2日が実施されたものとみなす。なお、変形労働時間制を適用する場合は、事前に施工計画書に反映した上で労働基準監督署に提出した「労使協定」、「変更した就業規則」の写しを提出することとし、現場閉所日数が土曜日・日曜日及び祝日を現場閉所した場合と比較して少ない場合も週休2日が実施されたものとみなす。

(対象工事である旨等の明示)

第4条　発注者は、週休2日工事を発注するに当たり、特記仕様書に週休2日工事である旨を記載するものとする。

2　工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、災害復旧、緊急対応等の受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、発注者及び受注者が協議して現場閉所による週休２日の対象外とする作業と期間を決定することができる。

3　やむを得ず現場閉所による週休２日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最低限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休２日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

(実施内容)

第5条　週休2日工事において、週休2日を実施するための手順はおおむね次のとおりとする。

(1)　受注者は、工事着手日までに週休2日を考慮した工程を検討し、その工程について発注者と協議を行うとともに、当該協議結果に基づき週休2日の実施の旨を施工計画書に記載するものとする。

(2)　受注者は、週休2日の取得計画が確認できる休日取得計画書(月単位を原則とする。以下「計画書」という。)を作成し、当初の月は工事着手日までに、それ以降は翌月の

作業開始前までに監督職員に提出し、確認を受けるものとする。なお、計画書では対象期間内の土曜日及び日曜日は全て休日とすることを原則とする。

(3)　受注者は、前号の計画書に対する休日及び祝日取得実績書(以下「実績書」という。)を当該計画書の対象とした対象月の翌月に速やかに(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)発注者に提出し、確認を受けるものとする。また、受注者は、建設業の働き方改革を推進する観点から、土曜日・日曜日及び祝日はすべて休日となるように努めるものとする。

(4)　受注者は、工事中、現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に、週休2日工事である旨を明示するものとする。

(5)　受注者は、工事完成図書に、工事現場において週休2日工事である旨を明示したことが分かる写真等を提示し、監督職員の確認を受けるものとする。

(工事成績評定)

第6条　発注者は、週休2日工事において、週休2日が達成できたときは、工事成績評定において評価するものとする。なお、提出された工程表が週休2日を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかったときは、内容に応じて工事成績評定を減ずる措置を行うものとする。

附　則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附　則(令和6年告示第162号)

この要領は、令和6年9月6日から施行する。

附　則(令和7年告示第108号)

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

附　則(令和8年告示第111号)

この要領は、令和8年10月1日から施行する。